自動車型式指定規則の一部改正等の概要

平成30年10月12日

1. 改正概要

i. 型式指定申請時の書面

・完成検査の実施等に関する書面には、国土交通大臣が定める事項を記載しな ければならない。

ii. 完成検査の実施方法、完成検査員の要件等

- ・完成検査は、型式指定申請時に提出した実施要領の記載内容に則り実施しな ければならない。
- ・完成検査の実施に必要な知識及び能力として国土交通大臣が定めるものを有すると認める者を、完成検査を実施する者としてあらかじめ選任しなければならない。
- ・完成検査を実施する者に対し、上記の知識及び能力の習得を目的とした教育 訓練をしなければならない。
- ・教育訓練に関し、国土交通大臣が定める事項を記録・保存しなければならない。
- ・完成検査を実施する際は、国土交通大臣が定める事項を記録・保存するとと もに、当該記録の書き換えをできなくする措置又は書き換えた場合にその事 実が判別できる措置等を講じなければならない。
- ・抜取検査等の新たな完成検査の実施方法も申請可能であることを明確化した。

iii. 型式指定制度の適切な運用のための担保措置

- ・国土交通大臣は、型式指定制度の適切な運用の確保のため必要なときは、自動車製作者等に対して、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ・国土交通大臣は、完成検査に係る法令の違反があるときは、型式指定の効力 を停止することができる。

2. 公布•施行

公布:平成30年10月12日

施行:公布の日(iii.)、平成31年6月30日(i.ii.)